ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約書」といいます)は、本契約書が添付された株式会社フォトロンの高速度カメラ製品に付属されるソフトウェア(以下「本ソフトウェア」といいます)に関して、お客様と株式会社フォトロン(以下「フォトロン」といいます)との間で締結される法的な契約書です。

本ソフトウェアとは、コンピュータソフトウェアとソフトウェアディベロップメントキット(以下「SDK」といいます)およびそれに関連した媒体、ならびに文書(マニュアルなどの印刷物・電子文書)を指します。本契約に同意いただいた場合に、本ソフトウェアのインストール、使用許諾範囲内における複製、および使用を行うことができます。本ソフトウェアのインストール、使用許諾範囲内における複製、および使用を行った場合は、本契約に同意されたものとみなします。

第1条 (著作権の帰属)

本ソフトウェアは、日本国内外の著作権法並びに著作者の権利およびこれに隣接する権利 に関する諸条約その他知的財産権に関する法律によって保護されています。本ソフトウェ アに関する著作権等一切の権利は、フォトロン又はフォトロンが本契約に基づきお客様に 対して使用許諾を行うための権利をフォトロンに認めた原権利者(以下「原権利者」とい います)に帰属するものとし、お客様は本ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾され た使用権以外の権利を有しないものとします。

第2条 (使用許諾の範囲)

- 1) 高速度カメラ製品ご使用のお客様は本ソフトウェアを、コンピュータまたはその他のデバイスに本ソフトウェアの複製を数に制限なくインストールして使用することができます。
- 2) お客様は、SDKに限り、本契約を遵守し、ファイルおよびデータを改変改造することなくフォトロンが提供したオリジナルの状態のままお客様のアプリケーションに組み込む方法によってのみ、再頒布することができます。

第3条(禁止事項)

お客様は、本契約第2条に規定される場合を除き、以下の行為を行うことはできません。1) 本ソフトウェアおよび関連資料を複製すること。

- 2) 本ソフトウェアに関し、修正、変更、改変、逆コンパイル、逆アセンブル等のリバース・エンジニアリングを行うこと。
- 3) 本ソフトウェアおよび複製物の全部もしくは一部に関して、第三者に対して使用許諾、販売、頒布、貸与、譲渡又はこれらに類すること。
- 4) 本ソフトウェアを本契約第2条に規定される場合以外の態様で使用すること。
- 5) SDKを再頒布することができる場合であっても、再頒布するにあたり、フォトロンの書面による事前の承諾なくして、フォトロンに帰属する商標等を使用すること。

第4条(免責)

- 1) フォトロン及び原権利者は、お客様に対し、以下の事項について保証しません。
- ① 本ソフトウェアにエラー、バグ等の不具合がないこと、又は本ソフトウェアが中断なく 稼動すること。但し、フォトロンは、当該エラー、バグ等の不具合に対応するため、本ソ フトウェアの一部を書き換えたソフトウェアもしくはバージョンアップ等によるソフト

ウェアの修補、提供を行うことがあります。本項に定めるソフトウェアおよびバージョン アップの提供方法はフォトロンが定めるものとします。

- ② 本ソフトウェアが第三者の権利を侵害していないこと。
- 2) フォトロン及び原権利者は、お客様が本契約に基づき許諾された使用権を行使することによりお客様又は第三者に生じた損害に関していかなる責任も負わないものとします。

第5条(契約の始期、契約の終了)

- 1) 本契約は、お客様が本契約に同意した時点から、効力をもちます。
- 2) お客様が本契約の条項に違反した場合には、本契約は直ちに終了し、本契約第2条に規定する許諾を撤回するものとします。この場合、お客様は、すみやかに本ソフトウェア、関連資料それらの複製物の使用を中止し、それらを破棄しなければなりません。

第6条 (その他)

- 1) 本契約は、日本国法に準拠するものとします。
- 2) お客様は、本ソフトウェアを日本国外に持ち出して使用する場合、適用される輸出管理 規制、法律、命令に従うものとしますが、フォトロンは、日本国外での使用について何ら の保証をするものでなく、また何らの責をも負いません。
- 3) 本契約は、消費者契約法を含む消費者保護法規によるお客様の権利を不利益に変更するものではありません。
- 4) 本契約の一部条項が法律によって無効となった場合でも、当該条項以外は有効に存続するものとします。
- 5) 本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様およびフォトロンは誠意をもって協議し、解決するものとします。